

# こんな時は、必ずETC車載器の 再セットアップ（登録変更）を！！

ETCカードには利用者情報。車載器には利用者の車情報（車検証）データ。がインプットされています。登録されたデータと異なる車両に、ETC車載器は搭載できません。下記のような場合は必ず再セットアップ（登録変更）が必要です。

## ①新しいETC車載器に取り替えたとき

新しい車載器に取り替えたとき新しい車載器のセットアップが必要です。



## ②同じ車両で、ナンバープレートを変更した時

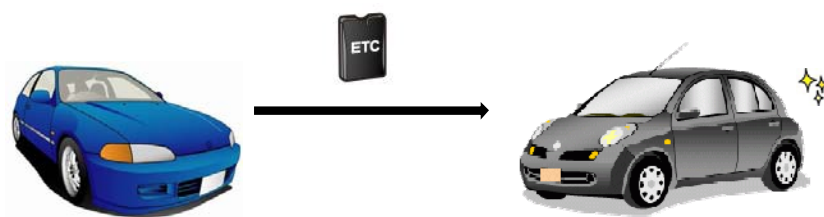
車載器のセットアップ情報には、ナンバープレート情報（自動車検査証に記載されている自動車登録番号および車両番号）が含まれています。ナンバープレートを変更した際は、再セットアップが必要となります。



\*型式の変更・車両を改造した時（けん引できる構造に改造した場合）にも再セットアップが必要です！

## ③ETC車載器を他の車両に移したとき

車載器には車種をはじめ個別の車両情報がインプットされていますので、再セットアップが必要です。



## ④ETC車載器付の車両を購入あるいは譲りうけたとき

ナンバープレートを変更する場合と継続する場合、名義を変更する場合と継続する場合など、さまざまなケースが考えられます。

再セットアップを必要とする場合が多いので、ご購入をされた販売店へご相談ください。

### 【再セットアップをしないと・・・】

■開閉バーが開かない場合や、ETC利用照会サービス等各種サービスが利用できないことがあります。  
ETC車載器内部情報と車両情報が異なったままETCを利用された場合、ETCシステム利用規程違反となります。  
悪質な利用と判断された場合には、不正通行車両とみなされることがありますのでご注意ください。

**\*再セットアップ（登録変更）が完了しましたら、必ず組合までご連絡ください。**

再セットアップ（登録変更）は車両をご購入された販売店または最寄のセットアップ店へご相談ください。